1. 事業の概要

1. 事業の概要

1.1 流域の概要

1.1.1 自然環境

九頭竜川は、福井県と岐阜県の県境の油坂峠に源を発し、流域の南北に広く分布する多くの小支川と、大野盆地で真名川、福井平野に出て足羽川を合した日野川などの主要支川を合流し、坂井市三国町より日本海に注ぐ流域面積 2,934.0km²、幹川流路延長 121.9km の北陸屈指の一級河川である。

九頭竜川流域は、北から南にかけて加越山地、越美山地、南条山地に囲まれ、西は丹生山地が分水界となり、北西が日本海に面して開かれている扇状の地形をなしている。これらの山地を水源とする多くの支川が広い地域にわたっていることから、本川と各支川流域における降雨条件が相違して特徴ある出水形態をなしている。また、九頭竜川本川を始め各支川の河道沿いに中小規模の谷平野が発達し、北陸地方の多くの河川に見られる急な渓谷状をなしている所が少なく、この地方では異なった特徴を持つ河川である。

九頭竜ダムは、九頭竜川水系九頭竜川に建設された多目的ダムで、集水面積 184.5km² (間接流域 117km²)、湛水面積 8.9km² のダムである。

九頭竜川水系流域図を図1.1-1に示す。



図 1.1-1 九頭竜川水系流域図

(1) 地形·地質

九頭竜川本川流域は、北西~南東方向に延びているが、中流域で西流する途中において 志比地溝で山が迫り、平地の幅を減じる。その上流において左支川真名川、右支川打波川、 右支川石徹白川などの諸支川が合流し、上流域は袋状の流域形態を呈している。流域の山 地部は、打波川及び石徹白川の上流部で高さ1,400~2,000mの峰々が連なる加越山地となっている。この流域の古生層山地においては、東西方向の地質構造を反映した流路が多く 見られる。

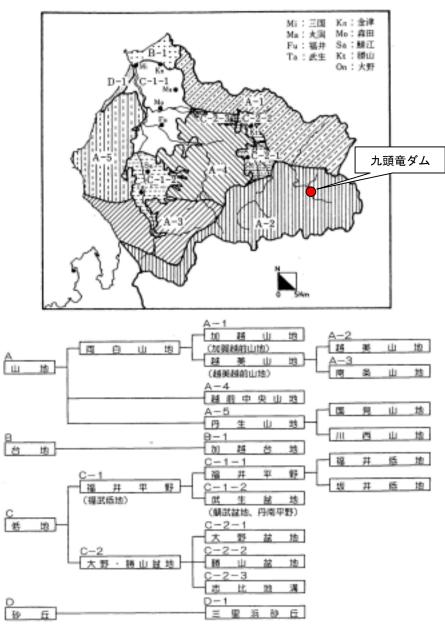


図 1.1-2 九頭竜川流域の地形区分

九頭竜川流域の地質は、油坂峠から西方に箱ケ瀬〜伊勢峠〜巣原峠〜美濃俣〜月ケ瀬〜板垣峠〜武生を経て、日本海岸の高佐に至るほぼ東西に連ねた線を境として、北側と南側とでは地質的に大きな相違が見られる。すなわち、南側には主として二畳・石炭紀に属する非変成岩古生層(丹波層群)が分布しているのに対し、北側には飛騨片麻岩を基盤として、その上にジュラ紀〜白亜紀に属する中生代の手取層群、足羽層群が広く被覆している。大野盆地・勝山盆地の西縁部を南北に通る線の東側地域には、主として中生代、西側地域には主として新生代が分布している。

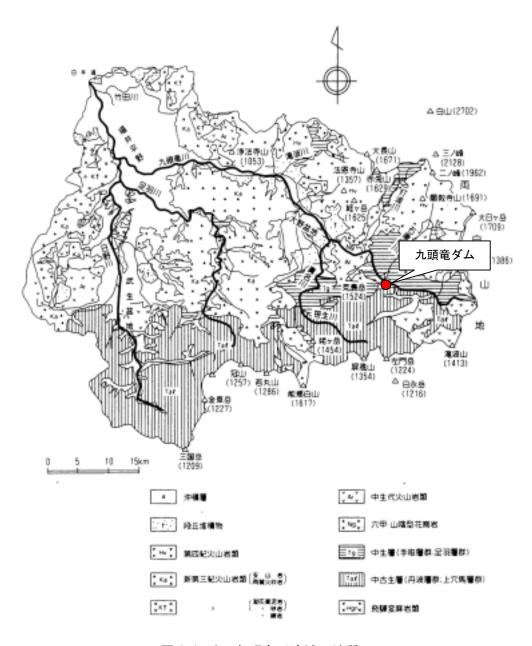


図 1.1-3 九頭竜川流域の地質

(2)植生

九頭竜川流域における自然植生は、中部山岳地帯、特に白山山系の西端部に位置し、しかも標高 1,000~1,500mまでの急峻な山地斜面から平坦な平野部、そして海岸部へと地形変化が著しく、その上、冬期には積雪が多い気候によって、顕著な特色を持つとともに、日本海地域における自然植生の北限と南限の境界地域を形成している。

九頭竜ダム流域内には、ブナーミズナラ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クリーミズナラ群落、チジマザサーブナ群団などの群落が分布している。

九頭竜川流域の現存植生を図1.1-4に示す。

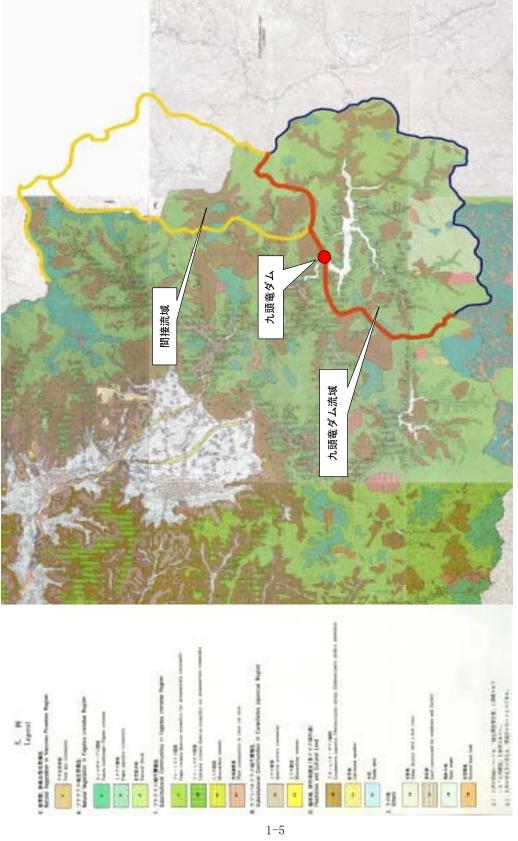


図1.1-4 植生図

(3) 気象 · 水象特性

福井県の嶺北地方に位置する九頭竜川流域は、冬季に北西からの季節風によって気温が低く雪の降る日が多く、降水量の多い日本海型の気候に入る。年間平均降水量は、図 1.1 -5 示すとおり海岸地方で 2,000~2,200mm、山間部で 2,600~3,000mm となる多雨多雪地帯に属している。

図 1.1-6 に九頭竜ダム、福井地方気象台、大野観測所(アメダス)の近 10 ヶ年(平成 10 年~平成 19 年)の年間降水量の経年変化を示す。

なお、福井県の降雪量の平均値は、海岸地方で100~200cm、平野部で200~300cm、山沿いでは600 cmに達する。

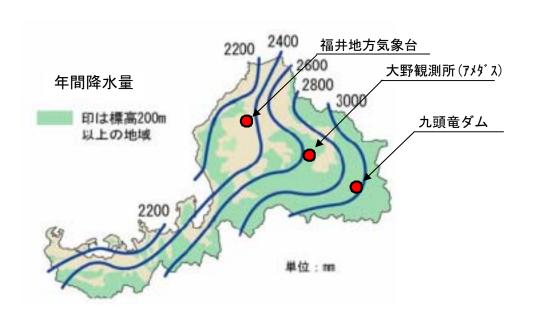


図 1.1-5 年間降水量分布

出典:資料1-3

九頭竜ダムの年間降水量は、2,100mm~3,400mm となっており、近 10 ヶ年(平成 10 年~平成 19 年)平均は、約 2,700mm/年である。また、月別平均降水量では、最も降水量が多い月は7月で約 320mm/月、最も少ない月は4月で約 170mm/月となっている。

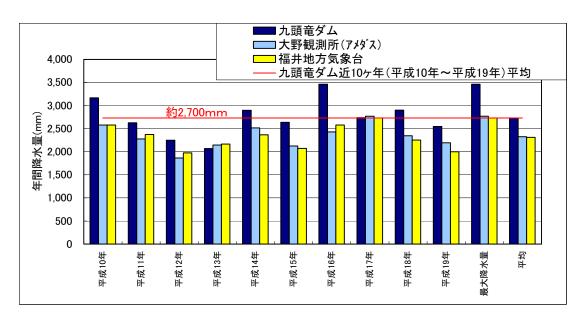


図 1.1-6 年間降水量の経年変化(近 10 ヶ年(平成 10 年~平成 19 年))

出典:資料1-4、1-5

九頭竜川流域の気温は、おおむね下流域の福井平野から大野盆地を経て、上流域の山間部に向かって低くなっている。



図 1.1-7 夏季及び冬季の気温分布

出典:資料1-3

図 1.1-8 に近 10 ヶ年(平成 10 年~平成 19 年)の月平均気温を示す。山間部に位置する九頭竜ダム地点の月別平均気温が他地点より低くなっている。

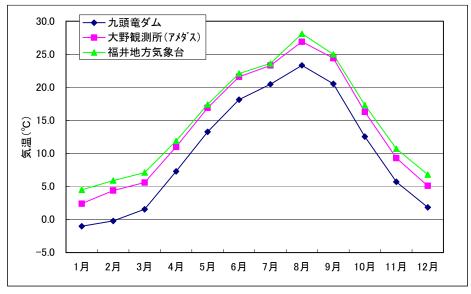


図 1.1-8 月平均気温の変遷 (近 10 ヶ年 (平成 10 年~平成 19 年))

出典:資料1-4、1-5

図 1.1-9 に昭和 58 年以降の年最大積雪量(前年 11 月~4 月)と 3 月~5 月に九頭竜 ダム流入量が 50m3/s 以上となった日数の推移を示す。

年最大積雪量は 1.0m~2.5mの間で年により変動があり、年最大積雪量の大きい年は春先の融雪により流入量が 50m3/s 以上となる日数が多いが、発生する時期との明確な関係は見られない。

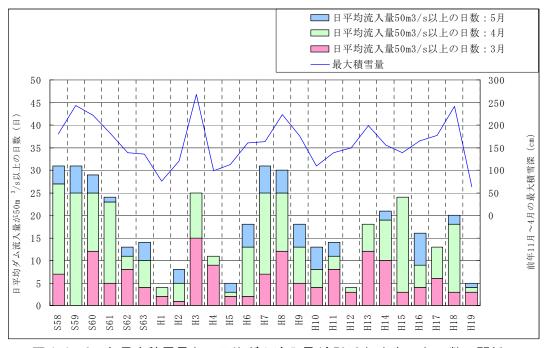


図 1.1-9 年最大積雪量と日平均ダム流入量が 50m3/s となった日数の関係

1.1.2 社会環境

九頭竜ダムの水源地域は、福井県大野市に位置している。平成 17 年 11 月 7 日に大野市 と和泉村が合併し、新生「大野市」が誕生した。

大野市は、福井県の東端に位置し、東と南は岐阜県、西は福井市と池田町、北は勝山市 と石川県に接している。

大野市(旧大野市、旧和泉村)の人口及び世帯数、産業別就業人口、産業別就業人口割合の推移を以下に示す。



図 1.1-10 九頭竜ダム水源地域

(1) 人口・世帯数

九頭竜ダムの水源地域においては、昭和 40 (1965) 年~昭和 45 (1970) 年にかけて急激に人口が減少したのち、九頭竜ダム管理開始(昭和 43 (1968)年)から昭和 60 (1985)年まではわずかながらの減少で推移し、昭和 60 (1985)年以降は減少率が若干大きくなり減少しつづけ、過疎化が進行している。また、核家族化の影響から世帯数は増加傾向にある。

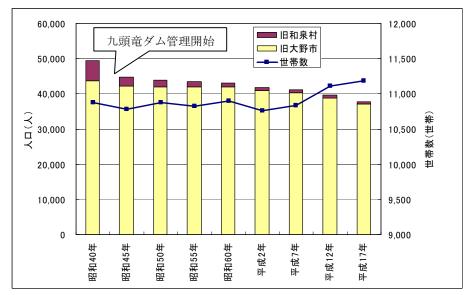


図 1.1-11 人口・世帯数の推移

出典:資料1-6

(2) 産業

産業別就業人口の割合の経年変化は、第二次産業の就業人口が昭和 50 (1975) 年にかけて増加しているが、近年では就業者数全体が減少する傾向にあり、第三次産業の従業者数が 5 割を超えている。

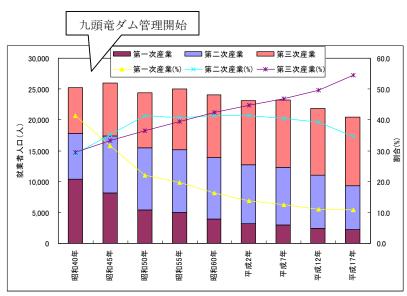


図 1.1-12 産業別就業人口の推移

1.1.3 治水と利水の歴史

(1) 治水

九頭竜川の治水は、伝承として継体天皇が男大遊王として、越前の地にあったとき、当時福井平野が湖水であったのを、三国の河口を開削して海に注ぐようにしたことが、九頭竜川治水工事の始まりと言われている。

その後、江戸時代になっても福井藩による九頭竜川左岸「元覚堤」、日野川の「昼夜堤」など部分的な治水工事のみで、一定計画のもとで河川改修工事を行うという近代的な改修工事が最初に行われたのは、オランダ人技師の設計指導による明治 11 (1878) 年の九頭竜川河口部の突堤工事 (三国港突堤工事) である。

明治 18 (1885) 年、明治 28 (1895) 年・29 (1896) 年の大洪水による破壊的な水害と明治 29 (1896) 年の河川法の公布を契機として明治 33 (1900) 年より九頭竜川改修第一期工事が内務省直轄で実施された。

第一期工事は明治 44 (1911) 年に、第二期工事は大正 13 (1924) 年にそれぞれ竣工した。 その後、大きな水害もなく安定して経過していたが、昭和 23 (1948) 年 6 月福井大震災,7 月出水の災害復旧工事は原形復旧で、建設省(現国土交通省)直轄工事として着手され、 昭和 28 (1953) 年 3 月完成した。

昭和30年代に入ると、昭和34 (1959) 年8,9月に大洪水が相次ぎ、同35 (1960) 年に 布施田における計画高水流量を5,400m³/s に改訂し、九頭竜ダム等による洪水調節を含めた 計画により事業を実施してきた。その後、昭和36 (1961) 年、40 (1965) 年とまたしても 大洪水が相次ぎ、同43 (1968) 年6月に真名川ダム等の建設を含めた計画に改訂し、事業 を実施してきた。

しかしながら、流域の開発が進み、流域人口が増加し、経済の拡大など資産の増大と、 足羽川の計画規模を上回る大洪水などにより、治水の安全度が低下したため、治水計画を 再検討し、九頭竜川本川の中角地点での基本高水のピーク流量を 8,600m³/s とし、上流のダ ム群によって 3,100m³/s を調節し、計画高水流量を 5,500m³/s とする工事実施基本計画を昭 和 54 (1979) 年に改訂した。

平成9 (1997) 年の河川法改正により、治水・利水・環境の総合的な河川整備の長期的な方針として「九頭竜川河川整備基本方針」を平成18 (2006) 年2月に策定した。今後20~30年は、河川整備基本方針を受けて平成19 (2007) 年2月に作成した九頭竜川水系河川整備計画に基づき整備を進めている。

表 1.1-1 治水計画の変遷

			(基本高水	流量)計画高力	k流量(m³/s)	
工事名	工期・計画策定時期	布施田 (本川)	中角 (本川)	深谷 (日野川)	三尾野 (日野川)	天神 (足羽川)
九頭竜川第一期 改修計画	明治 33 年~明治 44 年	4, 170	3, 058	1,667		
九頭竜川第二期 改修計画	明治 43 年~大正 13 年				1, 389	
九頭竜川再改修計画	昭和 31 年~昭和 35 年	5, 400	3, 058	2,830	2, 010	890
改修変更計画	昭和 35 年	(6, 400) 5, 400	(5, 300) 3, 800	2, 830	2, 040	890
九頭竜川水系工事 実施基本計画	昭和 41 年	(6, 400) 5, 400	(5, 300) 3, 800			
九頭竜川水系工事 実施基本計画 (第1回改訂)	昭和 43 年	(8, 000) 5, 400	(6, 400) 3, 800	(3, 200) 2, 830	(2, 400) 2, 400	
九頭竜川水系工事 実施基本計画 (第2回改訂)	昭和 54 年	(12, 500) 9, 200	(8, 600) 5, 500	(5, 400) 4, 800	(3, 300) 3, 300	
九頭竜川水系河川 整備基本方針	平成 18 年		(8, 600) 5, 500	(5, 400) 4, 800		(2, 600) 1, 800

表 1.1-2 九頭竜川の主な洪水 (昭和 28 年以降) (1/2)

発生年月	降雨の原因	総雨量 (mm)	最高水位	被害状況
昭和 28 年 9 月 23~25 日	台風 13 号	中島 292 福井 221 今庄 316	布施田 不明 中角 8.90m 深谷 不明	災害救助法が発動。日野川では各所で破堤。死者・行方 不明者 13 人、負傷者 256 人、流失・損壊家屋 1,252 戸、 被害は床上浸水家屋 9,517 戸、床下浸水家屋 8,110 戸、 非住家被害 1,061 戸、罹災者数 85,338 人
昭和 34 年 8 月 12~14 日	台風7号	中島 492 福井 200 今庄 211	布施田 6.44m 中角 9.46m 深谷 8.45m	九頭竜川、日野川で破堤、決壊が続出。災害救助法が発動。死者・行方不明者 2 人、負傷者 1 名、流失・損壊家屋 60 戸、床上浸水家屋 5,584 戸、床下浸水家屋 7,512戸、罹災者数 54,516 人
昭和 34 年 9 月 25~26 日	台風 15 号 (伊勢湾台風)	中島 305 福井 105 今庄 213	布施田 6.36m 中角 10.40m 深谷 8.50m	死者・行方不明者 34 人、流失・損壊家屋 101 戸、床上浸水家屋 1,517 戸、床下浸水家屋 5,033 戸、罹災者数 31,616 人
昭和 35 年 8 月 29~30 日	台風 16 号	中島 305 福井 105 今庄 213	布施田 5.57m 中角 8.44m 深谷 6.84m	流失家屋 2 戸、浸水家屋 109 戸。田畑の流失・埋没・冠 水 148ha
昭和 36 年 9月 14~16 日	台風 18 号 (第二室戸台風)	中島 404 福井 122 今庄 173	布施田 7.10m 中角 10.28m 深谷 9.06m	流失・損壊家屋 125 戸、床上浸水家屋 1,740 戸、床下浸水家屋 2,621 戸。農地・宅地の浸水面積 3,264ha
昭和 39 年 7月 7~9 日	梅雨前線	中島 362 福井 175 今庄 289	布施田 6.32m 中角 9.20m 深谷 8.56m	流失・損壊家屋 125 戸、床上浸水家屋 2,435 戸、床下浸水家屋 3,612 戸。農地・宅地の浸水面積 8,595ha
昭和 40 年 9月 13~14 日	奥越豪雨	福井 81 今庄 90 本戸 885	布施田 5.95m 中角 9.80m 深谷 7.46m	西谷村に壊滅的な打撃を与えた。死者・行方不明者 25 人、重軽傷者 126 人。流失・損壊家屋 114 戸、床上浸水
昭和 40 年 9月 15~17 日	台風 24 号	福井 191 今庄 275 大野 173	布施田 6.19m 中角 8.79m 深谷 9.00m	家屋 3,467 戸、床下浸水家屋 7,504 戸。農地・宅地の浸水面積 14,630ha

*本戸は福井県の観測所、その他は国土交通省の観測所

表 1.1-2 九頭竜川の主な洪水 (昭和 28 年以降) (2/2)

発生年月	降雨の原因	総雨量 (mm)	最高水位	被害状況
昭和 45 年		中島 214	布施田 3.60m	
6月14日~	梅雨前線	福井 247	中角 5.80m	
16 目		今庄 211	深谷 5.72m	
昭和 47 年		福井 263	布施田 4.40m	
7月9日~	梅雨前線	今庄 401	中角 6.88m	床上浸水家屋 96 戸、床下浸水家屋 1,580 戸。農地・宅地
12 目		大野 298	深谷 6.94m	浸水面積 1,347ha
昭和 47 年		福井 117	布施田 4.74m	
9月15日~	台風 20 号	今庄 239	中角 7.61m	河川・砂防・道路など公共施設に被害が発生した。
16 目		大野 144	深谷 754m	
昭和 50 年		福井 121	布施田 4.86m	
8月22日~	台風 6 号	今庄 270	中角 8.41m	床上浸水家屋6戸、床下浸水家屋369戸。農地・宅地浸
23 日		大野 153	深谷 8.00m	水面積 72ha。
昭和 51 年		福井 276	布施田 4.78m	
9月8日~	台風 17 号	今庄 343	中角 8.88m	床上浸水家屋 10 戸、床下浸水家屋 369 戸。農地・宅地浸
13 日		大野 327	深谷 7.39m	水面積 72ha。
昭和 54 年		福井 93	布施田 2.89m	
9月30日~	台風 16 号	今庄 141	中角 5.43m	
10月1日		大野 80	深谷 6.17m	
昭和 56 年		福井 167	布施田 4.67m	○
7月2日~	梅雨前線	今庄 100	中角 8.96m	全壊流失・半壊家屋 21 戸、床上浸水家屋 624 戸、床下浸水家屋 2,356 戸。農地・宅地浸水面積 3,756ha。
3 目		大野 175	深谷 6.96m	// / / / / / / / / / / / / / / / / / /
昭和 58 年	台風 10 号	福井 165	布施田 3.52m	 床上浸水家屋 5 戸、床下浸水家屋 292 戸。農地・宅地浸
9月26日~	秋雨前線	今庄 178	中角 6.39m	水工校小家屋 5 户、水下校小家屋 292 户。晨地·七地校 水面積 234ha。
29 日	少人下门日リカス	大野 186	深谷 6.16m	八国恒 20年間。
平成元年		福井 94	布施田 3.65m	 床上浸水家屋 6 戸、床下浸水家屋 381 戸。農地・宅地浸
9月5日~	秋雨前線	今庄 115	中角 6.82m	水工夜小家屋 0 7 、
7 日		大野 162	深谷 5.74m	八国代界がJ Zolid。
平成元年		福井 87	布施田 2.52m	 床上浸水家屋1戸、床下浸水家屋 329 戸。農地・宅地浸
9月18日~	台風 22 号	今庄 87	中角 4.60m	水面積 22ha。
20 日		大野 73	深谷 4.46m	八田刊 22Ha。
平成 10 年		福井 111	布施田 2.56m	 被害は床上浸水家屋 68 戸、床下浸水家屋 506 戸。農地・
7月10日	梅雨前線	今庄 110	中角 4.24m	宅地浸水面積 526ha。
1 /1 TO H		大野 97	深谷 5.01m	- 12/2012/NIE/1月 02011a。
平成 10 年		福井 123	布施田 3.97m	 全壊流失・半壊家屋1戸、床上浸水家屋91戸、床下浸水
9月22日	台風7号	今庄 149	中角 6.83m	家屋 314 戸。農地・宅地浸水面積 35ha。
0 /1 22 H		大野 101	深谷 6.66m	次左 ▽+1 / 。 戌 / 四
亚式 16 年		福井 198	布施田 4.36m	死者 4 名、行方不明 1 名、全壊流失・半壊家屋 406 戸、
平成 16 年 7月 18 日	福井豪雨	今庄 100	中角 6.39m	床上浸水家屋 3,314 戸、床下浸水家屋 10,321 戸。農地・
1月10日		大野 140	深谷 7.20m	宅地浸水面積 260ha。

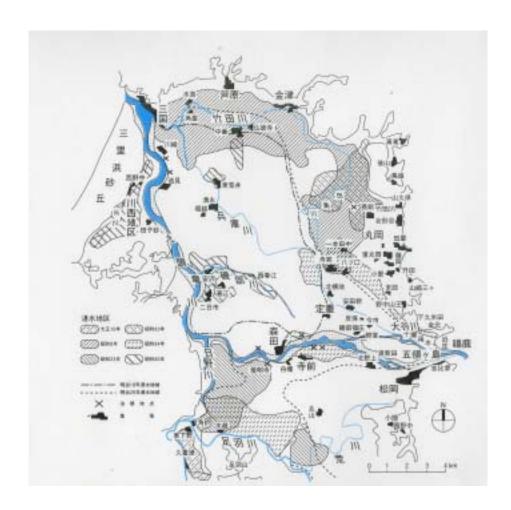


図 1.1-13 九頭竜川の氾濫実績図



図 1.1-14 平成 16 年福井豪雨の九頭竜川流域の氾濫実績図

(2) 利水

九頭竜川における水力発電は、明治 32(1899)年に足羽川に水力発電を建設したことに始まる。その後、昭和 26 (1951)年に真名川総合開発事業が計画され、さらに、九頭竜ダム、真名川ダムの建設に伴い、上流から下流まで水を反復利用する発電水力体系が形成された。現在、26 箇所の発電所により最大取水量合計で 771.7m³/s の河川水を利用して、最大出力合計約53万kWの発電が行われている。

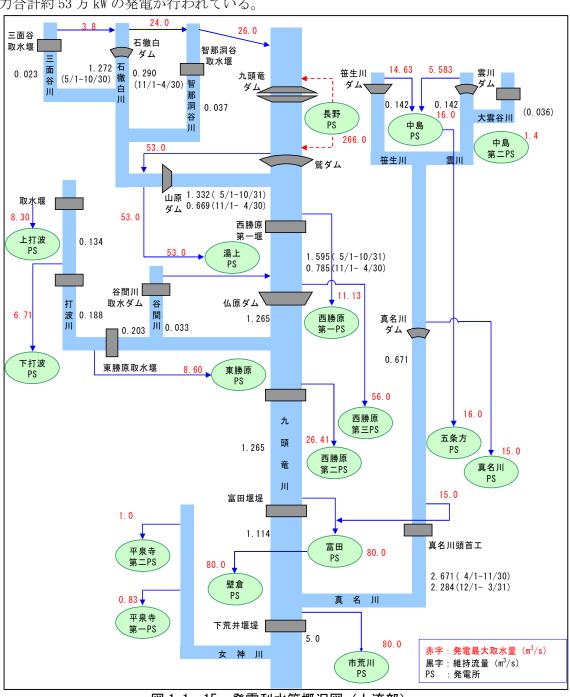


図 1.1-15 発電利水等概況図(上流部)

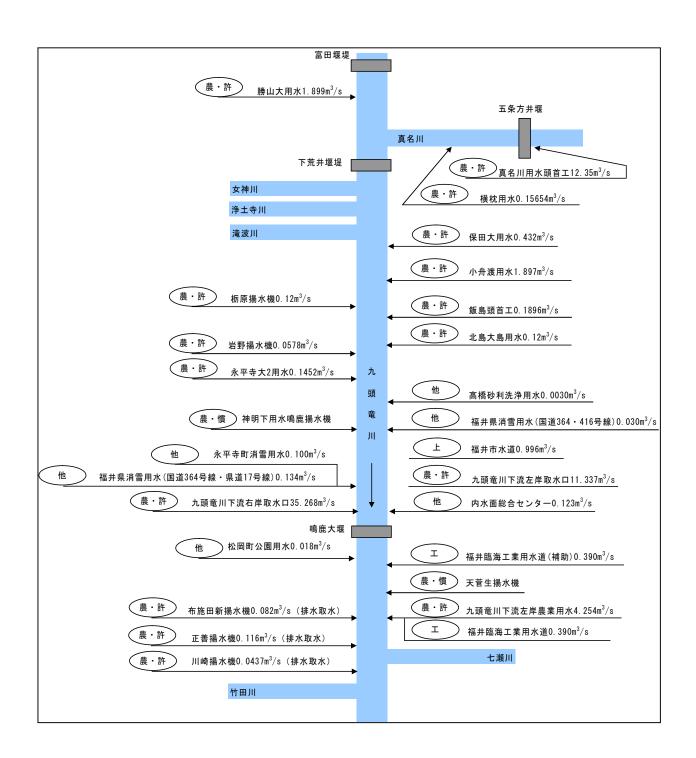


図 1.1-16 水利用の現況模式図(九頭竜川・真名川)

1.2 ダム建設事業の概要

1.2.1 ダム事業の経緯

昭和34 (1959) 年8月の台風7号及び9月の台風15号 (伊勢湾台風) による大洪水を契機として、九頭竜川の治水計画の再検討が進められ、昭和35 (1960) 年12月に九頭竜川上流部のダム群によって洪水の調節を行う治水計画を決定した。

九頭竜ダムは、この治水計画を受けて大野市(旧大野郡和泉村)長野に、洪水調節と発電の機能を持ったダムとして、国土交通省(旧建設省)と電源開発(株)とが共同で事業を実施し、施工は電源開発(株)が行った。昭和 39 (1964)年に着手し、総事業費約 266 億円で、昭和 43 (1968)年に完成した。

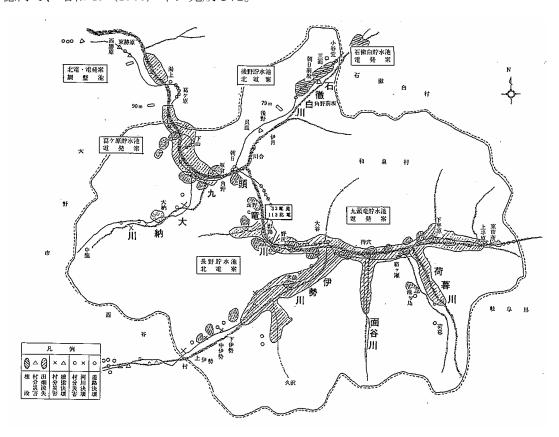


図 1.2-1 伊勢湾台風被害状況



大野郡和泉村板倉付近



大野郡和泉村板倉付近



大野郡和泉村朝日付近

図 1.2-2 伊勢湾台風による災害状況写真

表 1.2-1 ダム事業の経緯

年月		事 業 内 容			
昭和 34 年	9月	伊勢湾台風(5915 号)の発生			
昭和 35 年	12 月	ダム建設によって洪水調節を行う改修計画の決定			
昭和 36 年	3 月	発電主体ダム、治水は洪水時最高水位方式に決定			
昭和 37 年	12 月	第35回電源開発調整審議会において「着工準備地点」としての決定			
		実施計画調査着手			
		九頭竜川用地対策本部設置			
昭和 38 年	5月	第36回電源開発調整審議会において「着工地点」に決定			
昭和 39 年	9月	建設着手(電源開発(株)九頭竜川建設所開設)			
昭和 40 年	4月	電源開発(株)が本体工事着工			
昭和 42 年	12月	試験湛水開始			
昭和 43 年	5月	試験湛水完了			
	7月	管理開始(長野発電所工事完了検査。九頭竜ダム管理所発足)			
	10 月	竣工式			
	11月	九頭竜川建設所閉鎖			
昭和 54 年	4月	九頭竜川ダム統合管理事務所発足			
昭和 62 年		九頭竜ダム貯水池水質保全事業着手			
平成5年		水質対策堰堤(副ダム)建設に着工			
平成7年		九頭竜ダム周辺環境整備事業完成			
平成 12 年		九頭竜ダム貯水池水質保全事業完成			

出典:1-5

1.2.2 事業の目的

九頭竜ダムは、洪水調節、発電を目的とする多目的ダムである。

(1) 洪水調節

九頭竜ダム地点における計画高水流量 1,500 m^3 /s のうち 1,230 m^3 /を調節し、他のダム群と合わせて、九頭竜川下流の中角地点における基本高水のピーク流量 8,600 m^3 /s を計画高水流量 5,500 m^3 /s に低減させる。

(2) 発電

九頭竜ダム直下に位置する長野発電所は、自流揚水混合方式の発電所で最大出力 220,000kW の発電を行う。

1.2.3 施設の概要

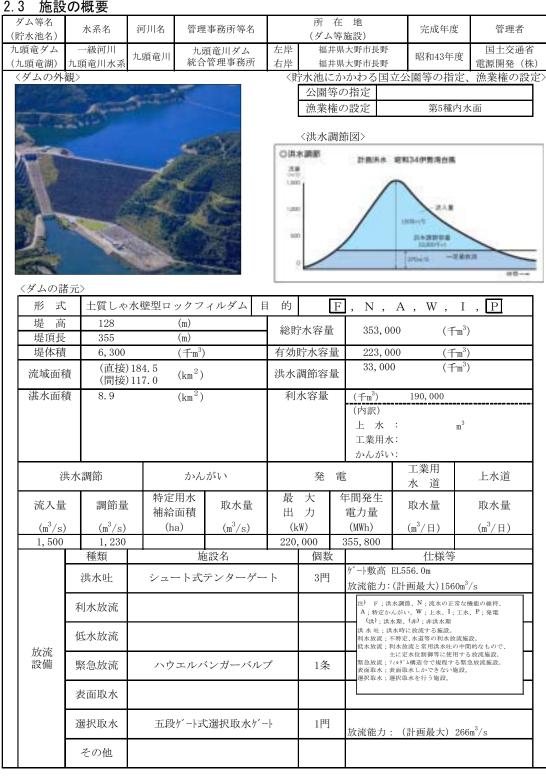


図 1.2-3 施設概要

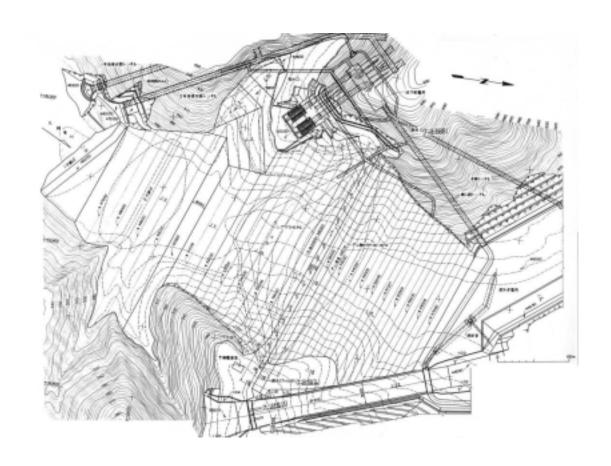


図 1.2-4 平面図

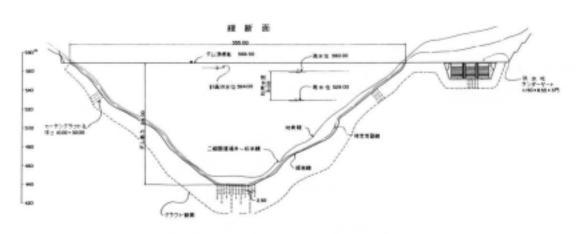


図 1.2-5 正面図

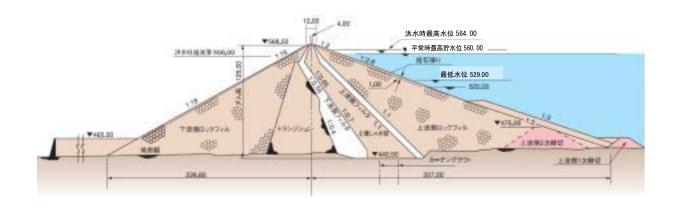


図 1.2-6 標準断面図

貯水位一貯水容量曲線 九頭電ダム

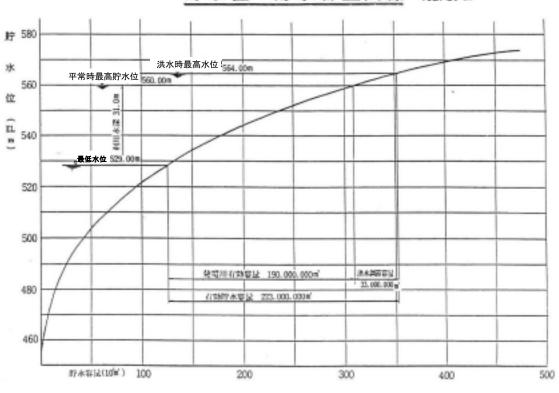


図 1.2-7 九頭竜ダム水位容量曲線

1.3 管理事業の概要

1.3.1 ダム及び貯水池の管理

(1) 維持管理事業

九頭竜ダムの施設は、国土交通省と電源開発(株)による共同施設であるが、ダム堤体 及び発電設備は電源開発(株)が管理し、放流設備及び貯水池については、国土交通省が 管理することとなっている。

平成15年度からの主な維持管理事業を以下に示す。

表 1.3-1 九頭竜ダム維持管理事業

維持管理事業内容	事業費内訳 (百万円)	実施期間	備考
九頭竜ダム系放流警報装置更新	132. 5	平成 11 年~平成 19 年	継続中
荒島発反射板撤去	20. 0	平成 15 年	完了
長野地区法面補修	20. 0	平成 16 年	完了
ダム湖流入部土砂撤去工事	72. 0	平成 17 年	完了
九頭竜ダム系無線局舎修繕工事	10.0	平成 17 年	完了
九頭竜ダム諸量装置受信機能追加工事	16. 0	平成 18 年	完了
ダム湖流入部土砂撤去工事	18.0	平成 18 年	完了

維持管理費の経年変化を図1.3-1に示す。

九頭竜ダム管理開始後、維持管理費は増加傾向にあったが、平成 12 年から平成 14 年をピークに近年は横ばいになっている。

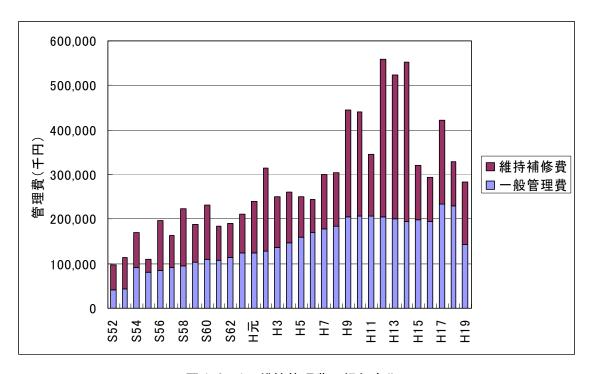


図 1.3-1 維持管理費の経年変化

(2) ダム周辺環境整備事業

九頭竜ダムは、貯水池面積 890ha、湖岸延長 53km を有している。ダム周辺環境整備事業は、この広大な水と緑を活かして、より素晴らしい環境の創出を図るため、法面の整備、整地、遊歩道、緑化対策などを行い、自然環境との調和、利用者の安全対策、河川敷地の適性管理を図るとともに、より快適なレクリエーションの場を提供し、一般利用者への活用を図るものである。

九頭竜ダムでは、観光レクリエーション地区が多く、広く利用されていることから、これら施設と一体となって活用されるような環境整備を昭和59年に着工し、平成7年に完成した。

地区別の整備方針は、表 1.3-2 に示すとおりである。

表 1.3-2 地区別の整備方針

	2.1	.0~200000000000000000000000000000000000
地区名	整備テーマ	整 備 方 針
		・ 管理事務所前の国道沿い広場に公衆便所、ベンチ、
長野地区	PR 広場	案内板を設置し、植樹の整備。
		・駐車施設及び防護柵の設置。
		・ 全体の PR 地区とする。水飲場・便所・植栽の整備。
野尻地区		・ 運動広場や芝生広場の整備。
	展望と活動広場	・ 護岸緑化のための法枠整備。
		・ 九頭竜ダムを展望しつつ散策できる散策路の整備。
		・ 便所・水飲場・四阿 (あずまや)・遊歩道・植栽の
		整備。
	観桜広場	・ 湖周辺に植えられている桜を見る花見広場の整備。
下半原地区		・ キャンプのための水飲場の整備。
一十次地区		・ 便所・水飲場・四阿 (あずまや)・遊歩道・植栽の
		整備。
	* 本小 亡 相	・ オートキャンプができる広場、人工池・人工水路の
		整備、キャンプの水飲場の整備。
上半原地区 	遊水広場	・ 遊歩道・四阿(あずまや)・便所・植栽の整備。
		・ 川へ降りる階段の整備。

出典: 資料1-1

また、4地区の施設整備の概要を表 1.3-3 に示す。これら以外に上半原地区では、水質保全事業として平成 12年に完成している水質対策堰堤(副ダム)における湖面活用が行われている。



図 1.3-2 地区別整備状況

表 1.3-3 九頭竜ダム周辺環境整備事業施設一覧

	1		4	1		1			1	
施設内容 規模 面積	面積		完成.	河三冈夷	事業主体	運営管理	事業名	•ااسا	事業費(千円)	_
			年	K				M	市町村	その他
1棟 —— m	ш —		S47	国有地	ダム建設事業者に	国有	ダム建設事業			50,000
1 棟	ı			民有地	よる設置	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田				
6,537.21m ²	$6,537.21 \text{m}^2$		2H	国有地	ダム管理者による	市町村	ダム周辺環境整	48, 300	36,000	
· 休憩施設 1 棟				民有地	設置(ダム周辺環		備事業			
					境整備)		地方特定河川等			
							環境整備事業			
$1233. 8m^2$ 30, 983. $4m^2$ S		S	S63	国有地	ダム管理者による	市町村	ダム周辺環境整	82,900		
1棟				民有地	設置(ダム周辺環		備事業			
・パーゴラ 2棟					境整備)					
2 箇所										
5 箇所										
・キャンプ場										
31,659.4m ²		I	H5	国有地	ダム管理者による	市町村	ダム周辺環境整	146, 400		
1 棟				民有地	設置(ダム周辺環		備事業			
・ オートキャンプ。場 52 区画					境整備)					
・パーゴラ 1 棟										

1.3.2 ダム湖利用実態

ダム湖利用実態調査は、「河川水辺の国勢調査(ダム湖版): 国土交通省河川局河川環境課」により、平成3年度から3年毎に実施しており、四季を通じた休日5日、平日2日の合計7日の現地調査(利用者アンケート調査:直接ヒアリング、利用者カウント調査)を実施し、年間利用者の推定を行うものである。

利用形態状況の年間推計値によると「散策」、「野外活動」がほぼ大部分を占めており、 過去の調査結果から見てもアウトドア的な利用が大半を占めている。また、利用客数から みると減少傾向にあることがわかる。なお、平成3年度の調査の来場目的の設問は、「スポ ーツ」、「釣り」、「ボート」、「散策」及び「その他」であったが、平成6年度の調査からは、 設問に「野外活動」と「施設利用」を追加している。

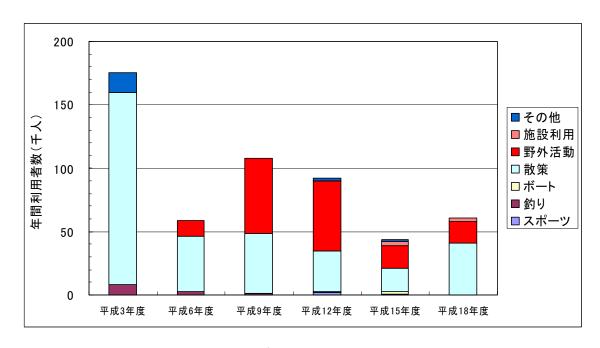


図 1.3-3 ダム湖利用実態調査結果

表 1.3-4 年間ダム湖利用状況

(単位:千人)

利用場所	平成3年度	平成6年度	平成9年度	平成12年度	平成15年度	平成18年度
湖面	20.0 (11.4%)	3.0 (5.0%)	1.3 (1.2%)	2.3 (2.5%)	2.6 (6.0%)	<0.1 (0.1%)
湖畔	58.7 (33.5%)	21.3 (36.1%)	62.5 (57.9%)	58.1 (63.3%)	19.8 (45.6%)	33.3 (54.7%)
ダム	96.4 (55.1%)	34.7 (58.9%)	44.1 (40.8%)	31.4 (34.2%)	21.0 (48.4%)	27.5 (45.2%)
合計	175.0	59.0	107.9	91.8	43.4	60.8

1.3.3 下流基準点における流況

九頭竜川中流部に位置する中角基準点の流況を図 1.3-4 に示す。 近年最大流量が増加傾向にあるが、全体的に見て大きな変化は見受けられない。

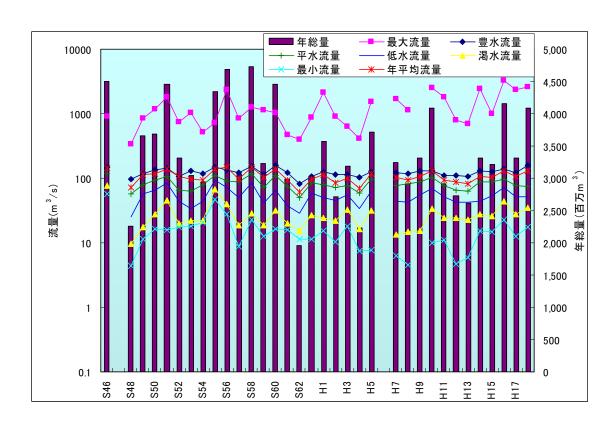


図 1.3-4 中角基準点の流況図

注:昭和43,44,45,47年、平成6年は欠測が多く「年流量状況」が算出されていないため非表示

出典:資料1-11、1-12



図 1.3-5 中角基準点位置図

1.4 ダム管理体制等の概況

1.4.1 日常の管理

(1) 貯水池運用

九頭竜ダムの貯水池運用は、洪水調節については洪水期最高水位(サーチャージ水位) EL. 564.00m から平常時最高貯水位(常時満水位)EL. 560.00m までの洪水調節容量 33,000 千 m³を利用して行う。

また、利水については、平常時最高貯水位 EL. 560.0m から最低水位 EL. 529.0m までの発電容量 190,000 千 m^3 を利用し、最大使用水量 $266\mathrm{m}^3/\mathrm{s}$ 、最大出力 220,000kW の発電を行っている。

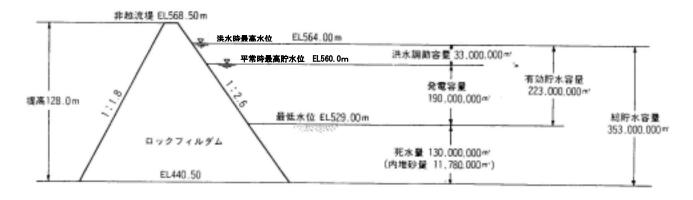


図 1.4-1 九頭竜ダム貯水池容量配分図

出典:資料1-5

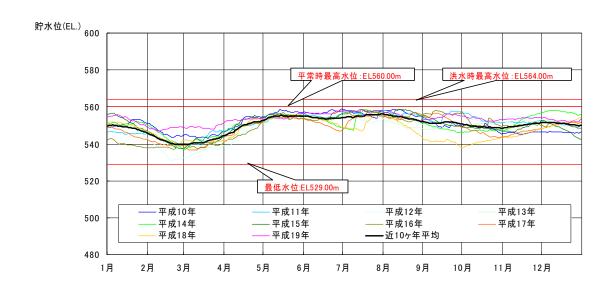


図 1.4-2 九頭竜ダム貯水池運用実績(近 10 ヶ年(平成 10 年~平成 19 年))

(2) 堆砂測量

九頭竜ダムの堆砂測量は、貯水池内において縦断方向に 200m ピッチ、横断方向に 5m ピッチで行っている。

(3) 水質調査

九頭竜ダムの定期水質調査は、「ダム貯水池水質調査要領」に基づき、表 1.4—1 に示す通り実施している。また、調査地点を図 1.4-4 に示す。

表 1.4—1 定期水質調査の実施状況

調査項目	調查地点
.,	19:422.2711
水温	No.1 (ダム流入地点)
濁度	No.2(箱ヶ瀬橋地点)
DO	No.3 (ダム湖内)
	No.4 (ダム湖内)
	No.5 (ダム湖内)
	No.6 (ダムサイト)
	No.7(鷲ダム湖内)
	No.8(大谷橋付近)
	No.9(支川流入地点)
	No10(鷲ダムサイト)
生活環境項目(DO を除く)	No.1(ダム流入地点)
	No.2(箱ヶ瀬橋地)
クロロフィルa	No.4(ダム湖内)
無機態窒素	No.6 (ダムサイト)
無機態リン	No.7(鷲ダム湖内)
	No.8(大谷橋付近)
	No.9(支川流入地点)
	No10(鷲ダムサイト)
健康項目	No.2(箱ヶ瀬橋地)
	No.6 (ダムサイト)
植物プランクトン	No.2(箱ヶ瀬橋地)
	No.6 (ダムサイト)
底質	No.6 (ダムサイト)

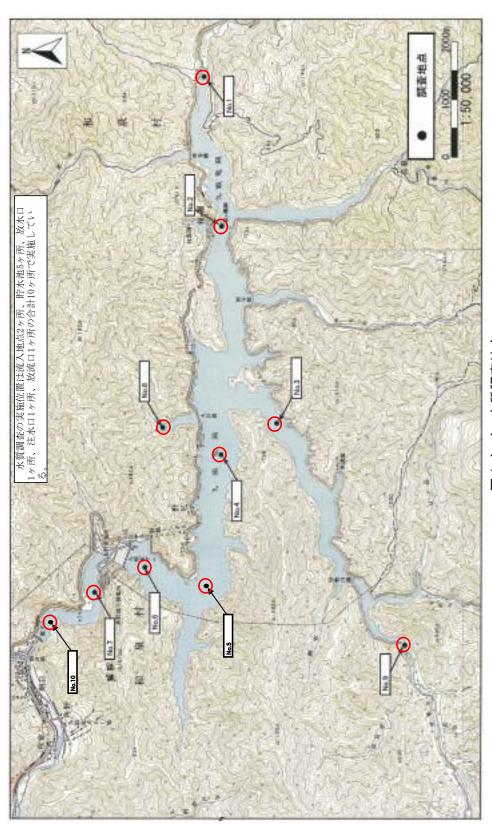


図1.4-4 水質調査地点

(4) 巡視

1) 定期巡視

貯水池周辺の崩壊、測量杭並びに用地境界杭、その他の標示の移動、河川の敷地若しくは流水の占用又は上空の横過、河川の区域内における土石の採取等の状況は、毎週 1 回巡視を行い、異常を認めた時は速やかに処置するものとしている。

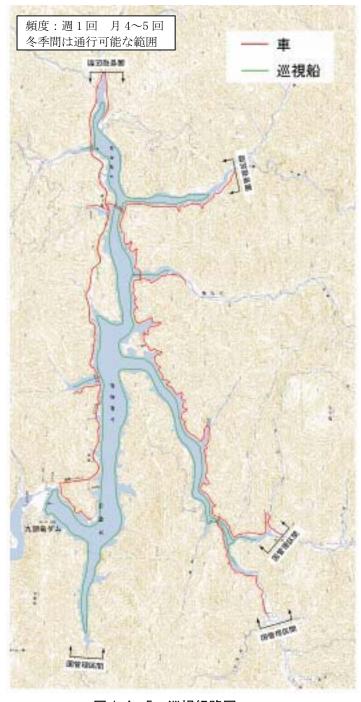


図 1.4-5 巡視経路図

出典: 資料 1-5

表 1.4-1 河川巡視項目

(1)流水の占用状況ア. 不法取水イ. 取水施設の状況(2) 土地の占用状況ア. 不法占用イ. 占用状況	(8) 河川管理施設及び許可工 作物の維持管理状況 7. 堤防天端、小段の状況 イ. 堤防法面(坂路を含む) の状況 a 法面の状況 b ひび割れ及び法崩れ c 漏水 ウ. 樋門等構造物の状況 a 構造物の状況
(3) 産出物の採取に関する状況7. 盗掘、不法伐採イ. 位置ウ. 土砂等の仮置ェ. 汚濁水の排出	 b 護岸の状況 c 取付水路の状況 x,河岸の状況 オ. 護岸、根固め及び水制の 状況 カ. 標識、距離標、境界杭等 の状況
(4) 工作物の設置の状況ア. 不法工作物イ. 工作物の工事の状況(5) 土地の形状変更ア. 不法形状変更	(9) 親水施設等の維持管理等の状況7. 親水施設等及びその利用状況イ. 周辺の状況ウ. 標識、転落防止柵、境界表示植栽等の状況
イ. 土地の形状変更(6) 船舶繋留等の状況ア. 不法繋留イ. 不法駐車等	(10)河川保全区域、河川予定 区域及び高規格堤防特別区 域における行為の状況
(7) 河川環境の状況 7. 河川の水質状況	7. 不法工作物 イ. 不法形状変更 (11) 不審物の有無等 ア. 不審物の有無等
イ. 排水の状況 ウ. 河川の環境等 a 植生、鳥類等の生態状況 エ. ゴミ等の投棄	(12) その他 ア. その他

出典: 資料1-5

表 1.4-2 警報局舎巡視箇所

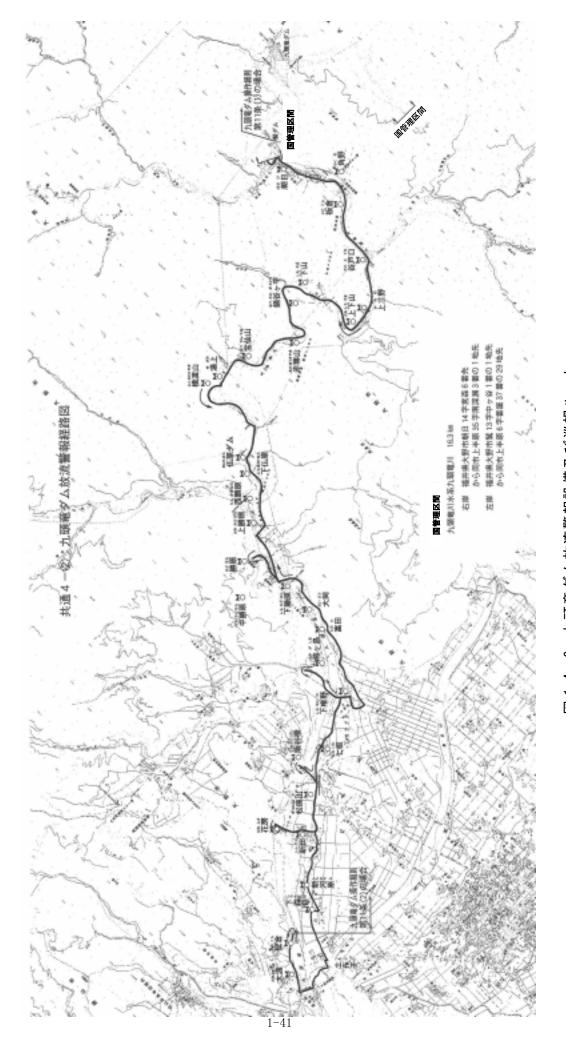
警報局舎名	○警報局舎に関する巡視項目
朝日	・局舎施錠、局舎周り、スピーカー、サイレン
角野	
板倉	
谷戸口	
上三野	
上下山	
下山	
鍋谷ヶ原	
赤菷山	
宝仙山	
湯上	
横渡山	
西仏原	
下仏原	
西勝原	
上勝原	
勝原	
中勝原	
下勝原	
大同	
富田	
柿ヶ原	
下唯野	
七坂	
阪谷橋	
松原出]
花房]
新田	
新河原	
下森目]
壁倉	
大渡]
土布子	

出典: 資料 1-5

2) 九頭竜ダム放流に伴う河川巡視

九頭竜ダムの放流警報設備及び巡視ルート図を図 1.4-6 に示す。放流警報設備は、朝日他全 33 個所である。

九頭竜ダムの警報区域は、通常は鷲ダムまでとなっている。計画規模を超える洪水時の操作の場合には、下流の壁倉地区まで行うことになっている。



3) 点検

九頭竜ダムにおける点検整備基準は以下の通りである。

表 1.4-3 九頭竜ダム点検整備基準(1/2)

区 分		細	分	点検及び整備回数	要 領			
ダム本体		夕	梯	常時	堤体の漏水、沈下、堤体法面のはらみ出し、材料の劣化、清潔その 他外観上の以上を常に監視すること。			
		夕	 ∖観	常時	巻上機の外観上の点検は常に行うものとし、各軸受拷問軸等のグリ			
			運輸	その都度	スニップル、又はグリスカップには運転前に充分注油すること。 長期休止時には3ヶ月に1回必ず、カップグリスを補給しておくこと。			
	巻 上 機	給油脂	長期休止前	1回/3ヶ月	軸受の場合は、側部から溢れ出る程度に補給しておくこと。 巻上機の歯車にはギヤーグリースを前面に塗布しておくこと。			
			歯車	必要の都度	歩車に油が切れて金属面が露出し嚙合いの阻害を起こし、又は金粉 砂等の附着した場合は洗油で十分洗浄し、ギヤーグリースを塗布し ておくこと。			
		遠人	沸御	1回/年	安全な試験可能な時期を選び年1回の作動テストを実施する。			
ゲート及び巻上機		星	11降用ロープ	1回/3ヶ月	ゲート昇降用ロープには、ロープ油を前面に塗布すること。			
7 「火いを上級	ゲ		点検整備	渇水期実施1回/年	ゲートの点検整備は渇水時期(年1回)に行うが少なくとも年2回 給油すること。			
	_ - -	П	給油 上水ゴム及び 底板部材 塗装	2回/年 渇水期及び放流後 1回/5年	ゲートの止水ゴム及び底部木部は流木等により損傷しやすいから 水期及び放流後には必ず点検すること。 ゲートの塗装は5年に1回程度を標準とすること。但し部分塗装 ついては必要に応じ適時おこなう。			
子備電源				4回/月	平常時は毎月4回点検及び試運転を行って整備状況を確認すること。但し、4回のうち1回は発動発電機保守要領によるものとする(S42.46付 近建河電第15-号-1)			
14500 T 45007001501/Ht	点検		常時	照明設備は電気工作巡視点検及び測定基準により点検整備を行うも				
標識、手摺照明設備	企 族		裝	1回/5年	のとし塗装は5年に1回程度を標準とすること。			
自記雨量水位観測所		空 发		1回/月	毎月1回ペン、インク、時制等を点検整備すること。			
有線式遠隔水位観測所					本機が正常に作動しているかどうか送信部と受信部の指示のよみが 一致しているか否か、毎日点検し、一致していない場合はこれを調 整すること。			
		管理	動內	1回/月	管理所内の設備は日常点検のほか毎月 1 回各部の状態測定を行い規 定状態に調整すること。			
		そ	の他	1回/月	各テレメータ観測所は毎月1回巡視し、点検整備すること。			
テレメータ雨量水位観測		中	継折		九頭竜、西勝原中継所については、観測期間中は1ヶ月に1回巡視 し、装置の点検整備をすること。			
所				1 回/月	この基準によるほか、近畿地方建設局電気通信施設の運用及び保守要領によるものとする。(\$51.82付 建近訓第7号) テレメーター水位観測示は常設とし、テレメーター雨量観測所は4月16日から11月15日まで運用するものとする。但し気象、水象の状況により変更することがある。			
	管		一般点検	毎月	管理所内の設備は、日常点検のほか、毎月1回各部の状態測定を行			
	理所内	1	各部点検	1回/月	い規定状態に保つこと。			
放流警報環境備		テス	卜制御	1回/月 及び必要の都度	毎月1回及び洪水警報体制又は、ダムからの放流を予想される場合は、その都度管理所よりテスト制御を行い無線回線及び警報所の電源状態の確認を行うこと。			
		警	報所	1回/月	各警報所は、毎月1回巡視し、点検整備を行うこと。			
					この基準こよるほか、近畿地方建設局電気通信施設の運用及び保守 要領こよるものとする(S51.82付 建近訓第7号)			

表 1.4-3 九頭竜ダム点検整備基準(2/2)

区 分		細 分	点検及び整備回数	要領
警報用提示板			4回/年	提示板は毎年4回設置個所を巡視し、員数及び塗装、破損上体を調べ、修理を要するものは、その対策を講ずること。
電気設備				電気設備こついては、近畿地方建設局自家用電気工作物保安規定に より点検整備すること。(\$45.63改正)
通信設備電話		所内電話	1回/月	所内電話は常に通話可能の状態に保ち、毎月1回は全改選の電話デストを行うこと。
多重無線電話設備				多重無線電話装置の性能を常に最良に保ち、障害の発生を未然に防 くため必要な措置をとること。
		全般	日常ほか定期1回/月	装置は日常点検のほか期間を定めて各回路の測定を行うこと。
多重無線電電設備		信号レベル測定	2回/年	多重無線回線は毎年2回関係回線について相互に信号レベルの測定 及びS/N比の測定等を行い回線を正常に保つこと。 この基準によるほか、近畿地方建設局電気通信施設の運用及び保守 要領によるものとする。(S51.82付 建近訓第7号)
自動車			常時	各自動車は、常時良好な状態に整備しておくこと。
巡視船		全般及び試運云	2回1/月	洪水警報体制に入った場合及び波浪その他により被害を受ける恐れのある場合繋船設備により上限まで繋留すること。 12月1日より翌年3月31日までは姫車に格納すること。但し気象の状況により変更することがある。 運転終了後は、機関ジャケットの水を必ず脱水しておくこと。毎月2回点検及び汽運転を行い、機関の異常を調べるとともに船体を清掃すること。
#7.54 (1.2.11./4+		全般	2回/月	船台巻揚ワイヤーロープには、ワイヤーグリースを3ヶ月に1回は 充分塗布すること。 ウインチ、モーター、ブレーキ等は毎月1回注油し、試運転を行う
繋船設備	給	ワイヤーロープ	1回/3ヶ月	こと。
	油	その他	1 回/月	
調查測定用機械器具		全般		測定に必要な、記録紙、ペン、インク等の消耗品は常に補充品を備えておくこと。 器具の性能低下、経年劣化等が考えられるため、専門業者による定期的な点検、整備を行うものとする。定期点検・整備の時期については検討して定めるものとする。故障の場合は直ちに修理すること。
給水設備		全般	1回/月	取水口、送水及び配水管路、浄水槽は毎月1回巡視し異状の有無を 調べ、異状があった場合は直ちに処置すること。
WAYN AND THE		消毒及び減菌	3回/月	消毒及び滅菌については毎月3回点検し、薬液の補充等をしなければならない。
その他				テレメーター雨量、水位観測所及び放流警報所の建物内外の清掃は 毎年2回行うものとする。

出典: 資料 1-5

なお、CCTV の点検整備基準は以下に示すとおりである。

表1.4-4 CCTV点検基準(総合点検)

No	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期	崩			1	使用測定器	点検目的の概要	備考	
			世 日 カ カ 日	2	3 ケ 月	6 人 用	112 7 E	掛			
П	運用者等からの 確認及び報告等	前回作業時以降のシステム動作状況等の確認及び作業 結果概要の報告等を行う。				0			システム運用者等との連携及 び効果的な作業実施		
2	CCTVシステムの確認	定点カメラの画像が正常に受信できることを確認する。 画像の確認は事務所等の受信画像表示装置により行う。	0						システムの総合的な動作状況 等の確認	作業場所は事 務所、出張所	1 _m d _r
		操作器から操作制御により、定点カメラの旋回、ズーム、カメラ選択等の機能を確認する。 なお、映像等は事務所等の受信画像表示装置により確認する。 本作業の点検カメラ台数は概ね設置台数の1/2とする。 残りについては次の周期に点検するものとする。				0				作業場所は事務所、出張所務所、出張所	1.4.
		定点カメラの受信画像の画質を全カメラについて確認する。 する。 事務所で同一時刻、同一画角付近で現行画像を静止画で 記録・保存し、過去の画像と比較して著しく異ならない か確認する。確認は昼及び可能であれば夜間に行う。				0	ing. And imi	静 止 画 記録・保存装置 (PC または 専用装置)	受信画像画質性能の経時変化の把握	作業場所は事務所	14.

総合点検構成図

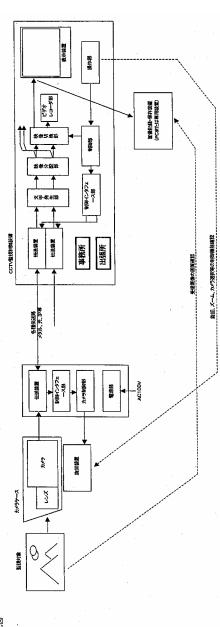


表1.4-5 CCTV点検基準(個別点検)

備考					旋回式カメラ 設備に適用							
点検目的の概要		周囲環境を考慮した機能維持	装置の正常動作の確認、維持標準値 (規定値)との照合、測定 結果の変化傾向の把握	装置の正常動作の維持	装置の正常動作の維持		周囲環境を考慮した機能維持	装置の正常動作の維持		周囲環境を考慮した機能維持	障害時の備え	
使用測定器			テスタ									
	12 ケ 月											
	6 万 月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8 夕田											
瀬	2 - ケ - 月 日											
点検周	毎 日 ク 月 月											
作業の実施範囲、具体的方法		ポール、据付架台を含む機器全体の塗装、錆、ボルト類の緩みを確認する。	の確 チェック端子等で各部電圧等を測定し、基準値以内であることを確認する。 基準値以外であれば調整する。	の確 ワイパの動作及び消耗程度を確認し、交換時期を確認する。 る。 スの	確認 上・下・左・右の動作がスムーズに行えること及び回転 動作時の異常音の有無を確認する。	官認 ケーブル破損、端末処理の不具合、接栓の緩み、ネジの締め付け等を確認する。	清掃 機器本体の取付状態の確認及び清掃を行う。	主認 各端子等に緩みが無いことを確認する。	官認 ケーブル破損、端末処理の不具合、接栓の緩み、ネジの 締め付け等を確認する。	清掃 機器本体の取付状態の確認及び清掃をする。	品等 図書類が整理・保管されていることを確認する。	予備品の保管状態。数量等を確認する(カメラ装置を含む)。
確認事項の概要		外観の確認	電源電圧等の確 認	カメラ装置の確 認 ・カメラケースの 確認	・旋回装置の確認	・接続部の確認	・機器本体の清掃 等	機側装置の確認 ・避雷器の確認	・接続部の確認	・機器本体の清掃 等	図書等、予備品等 の確認	
No		1	2	င		_		4			2	

1.4.2 出水時の管理計画

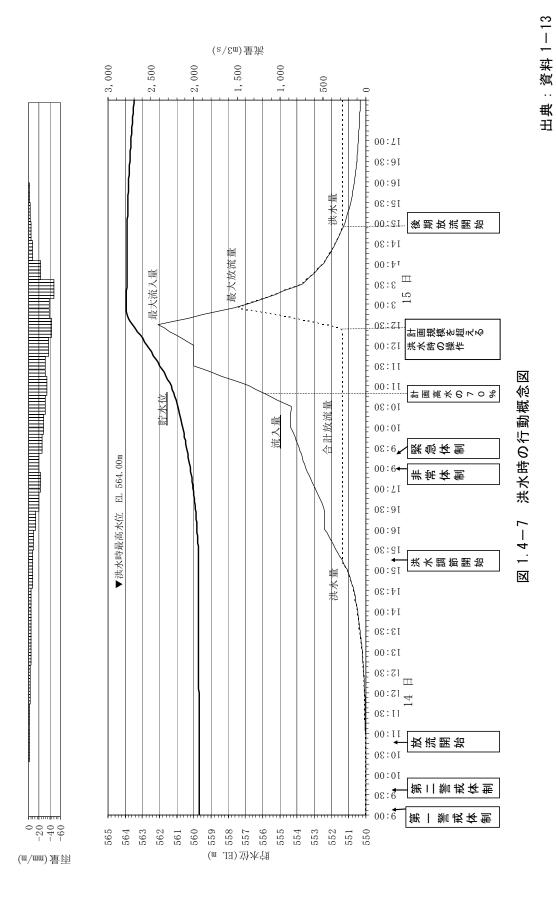
九頭竜ダムの出水時における洪水警戒体制時の行動概念図を図 1.4-7 に示す。 風水害時の防災体制と洪水警戒体制のランクは、以下に示すとおりである。

九頭竜ダム統 管防災体制	真名川ダム洪水警戒体制	九頭竜ダム洪水警戒体制
注意体制	準備警戒体制	準備警戒体制
第一警戒体制	第一警戒体制	第一警戒体制
第二警戒体制	第二警戒体制	第二警戒体制
非常体制	非常体制・緊急体制	非常体制・緊急体制

出典: 資料 1-13

各体制の発令基準は、災害対策計画第6条と九頭竜ダム操作実施要領及び真名川ダム操作実施要領(案)に基づく。また、九頭竜ダム洪水警戒体制で第二警戒体制が発令されたときは、災害対策部は第二警戒体制となる。

九頭竜川ダム統合管理事務所河川関係風水害対策部の防災体制発令基準及びダムの洪水 警戒体制発令基準を表 1.4-6.7 に示す。九頭竜川ダム統合管理事務所長は、洪水等の風 水害発生時には、九頭竜川ダム統合管理事務所河川関係風水害対策部を設置し、適切な防 災対応を図る。



1-47

表 1.4-6 防災体制発令基準及びダムの洪水警戒体制発令基準(1/2)

九頭竜川ダム統合管理事務所 河川関係風水害対策部 防災体制発令 基準 1. 福井地方気象台より、大雨・洪水に 関する注意報が発令され、対策本部 長が必要と認めたとき。 2. 台風の本邦上陸が予想され、対策部 長が必要と認めたとき。 3. 九頭竜ダム上流域、真名川ダム上流 域、全流域(以下各流域という)のいずれかの流域平均累加雨量が 50mm を超えるとき。 4. 真名川ダム操作規則(案)第13条、真名川ダム操作実施要領(案)第52条の規定により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 5. 真名川ダムの小放流バルブのみの放流操作が予想され対策部長が必要と認めたとき。 5. 真名川ダムの小放流バルブのみの放流操作が予想され対策部長が必要と認めたとき。 6. 九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作表別表示が表別表示が表別表示が表別表示が表別表示が表別表示が表別表示が表別表示	注意体制
注意体制 1. 福井地方気象台より、大雨・洪水に 関する注意報が発令され、対策本部 長が必要と認めたとき。 2. 台風の本邦上陸が予想され、対策部 長が必要と認めたとき。 3. 九頭竜ダム上流域、真名川ダム上流域、真名川ダムとでが必要と認めたとき。 3. 九頭竜ダム上流域、真名川ダムとでが必要と認めたとき。 4. 真名川ダム操作規則(案)第13条、真名川ダム操作規則(案)第52条の規定により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 5. 真名川ダムの小放流バルブのみの放流操作が予想され対策部長が必要と認めたとき。 6. 九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作表施要領第4条の規定により、洪水警戒体制)が発令されたとき。 7. 対策部長が必要と判断したとき。 8. 河川関係風水害対策本部長(以下「対策本部長」という)が指示したとき。	注意体制
注意体制	注意体制
関する注意報が発令され、対策本部 長が必要と認めたとき。 2. 台風の本邦上陸が予想され、対策部 長が必要と認めたとき。 3. 九頭竜ダム上流域、真名川ダム上流域、全流域(以下各流域という)のいずれかの流域平均累加雨量が50mmを超えると予想されるとき。 4. 真名川ダム操作規則(案)第13条、真名川ダム操作規則(案)第52条の規定により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 5. 真名川ダムの小放流バルブのみの放流操作が予想され対策部長が必要と認めたとき。 6. 九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作財所を開発が必要と認めたとき。 7. 対策部長が必要と判断したとき。 8. 河川関係風水害対策本部長(以下「対策本部長」という)が指示したとき。	注意体制
長が必要と認めたとき。 2. 台風の本邦上陸が予想され、対策部長が必要と認めたとき。 3. 九頭竜ダム上流域、真名川ダム上流域、真名川ダム上流域、全流域(以下各流域という)のいずれかの流域平均累加雨量が50mmを超えると予想され、対策部長が必要と認めたとき。 4. 真名川ダム操作規則(案)第13条、真名川ダム操作実施要領(案)第52条の規定により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 5. 真名川ダム内が流バルブのみの放流操作が予想され対策部長が必要と認めたとき。 6. 九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作東施要領第4条の規定により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 7. 対策部長が必要と判断したとき。 8. 河川関係風水害対策本部長(以下「対策本部長」という)が指示したとき。	
2. 台風の本邦上陸が予想され、対策部長が必要と認めたとき。 3. 九頭竜ダム上流域、真名川ダム上流域、全流域(以下各流域という)のいずれかの流域平均累加雨量が50mmを超えると予想され、対策部長が必要と認めたとき。 4. 真名川ダム操作規則(案)第13条、真名川ダム操作規則(案)第52条の規定により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 5. 真名川ダム内体に規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜が上機作変元を制度により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 6. 九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜が上機体制が発ったとき。 7. 対策部長が必要と判断したとき。 8. 河川関係風水害対策本部長(以下「対策本部長」という)が指示したとき。	
2. 台風の本邦上陸が予想され、対策部長が必要と認めたとき。 3. 九頭竜ダム上流域、真名川ダム上流域、全流域(以下各流域という)のいずれかの流域平均累加雨量が50mmを超えると予想され、対策部長が必要と認めたとき。 4. 真名川ダム操作規則(案)第13条、真名川ダム操作規則(案)第52条の規定により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 5. 真名川ダム内体に規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜が上機作変元を制度により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 6. 九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜が上機体制が発ったとき。 7. 対策部長が必要と判断したとき。 8. 河川関係風水害対策本部長(以下「対策本部長」という)が指示したとき。	
長が必要と認めたとき。 3. 九頭竜ダム上流域、真名川ダム上流域、全流域(以下各流域という)のいずれかの流域平均累加雨量が50mmを超えると予想され、対策部長が必要と認めたとき。 4. 真名川ダム操作規則(案)第13条、真名川ダム操作規則(案)第52条の規定により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 5. 真名川ダムの小放流バルブのみの放流操作が予想され対策部長が必要と認めたとき。 6. 九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作実施要領第4条の規定により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 7. 対策部長が必要と判断したとき。 8. 河川関係風水害対策本部長(以下「対策本部長」という)が指示したとき。	
3. 九頭竜ダム上流域、真名川ダム上流域、全流域(以下各流域という)のいずれかの流域平均累加雨量が50mmを超えると予想され、対策部長が必要と認めたとき。 4. 真名川ダム操作規則(案)第13条、真名川ダム操作規則(案)第52条の規定により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 5. 真名川ダムの小放流バルブのみの放流操作が予想され対策部長が必要と認めたとき。 6. 九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作実施要領第4条の規定により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 7. 対策部長が必要と判断したとき。 8. 河川関係風水害対策本部長(以下「対策本部長」という)が指示したとき。	
域、全流域(以下各流域という)のいずれかの流域平均累加雨量が50mmを超えると予想され、対策部長が必要と認めたとき。 4. 真名川ダム操作規則(案)第13条、真名川ダム操作実施要領(案)第52条の規定により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 5. 真名川ダムの小放流バルブのみの放流操作が予想され対策部長が必要と認めたとき。 6. 九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作実施要領第4条の規定により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 7. 対策部長が必要と判断したとき。 8. 河川関係風水害対策本部長(以下「対策本部長」という)が指示したとき。	
いずれかの流域平均累加雨量が 50mmを超えると予想され、対策部長 が必要と認めたとき。 4. 真名川ダム操作規則 (案) 第 13 条、 真名川ダム操作規則 (案) 第 52 条の規定により、洪水警戒体制 (準備警戒体制) が発令されたとき。 5. 真名川ダムの小放流バルブのみの 放流操作が予想され対策部長が必要と認めたとき。 6. 九頭竜ダム操作規則第 11 条、九頭竜ダム操作規則第 11 条、九頭竜ダム操作規則第 12 条、九頭竜ダム操作実施要領第 4条の規定により、洪水警戒体制 (準備警戒体制) が発令されたとき。 7. 対策部長が必要と判断したとき。 8. 河川関係風水害対策本部長 (以下「対策本部長」という) が指示したとき。	
50mmを超えると予想され、対策部長が必要と認めたとき。 4. 真名川ダム操作規則(案)第13条、真名川ダム操作規則(案)第52条の規定により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 5. 真名川ダムの小放流バルブのみの放流操作が予想され対策部長が必要と認めたとき。 6. 九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作実施要領第4条の規定により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 7. 対策部長が必要と判断したとき。 8. 河川関係風水害対策本部長(以下「対策本部長」という)が指示したとき。	
が必要と認めたとき。 4. 真名川ダム操作規則(案)第13条、 真名川ダム操作実施要領(案)第52 条の規定により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 5. 真名川ダムの小放流バルブのみの放流操作が予想され対策部長が必要と認めたとき。 6. 九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作実施要領第4条の規定により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 7. 対策部長が必要と判断したとき。 8. 河川関係風水害対策本部長(以下「対策本部長」という)が指示したとき。	
4. 真名川ダム操作規則(案)第13条、 真名川ダム操作実施要領(案)第52 条の規定により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 5. 真名川ダムの小放流バルブのみの 放流操作が予想され対策部長が必要と認めたとき。 6. 九頭竜ダム操作規則第11条、九頭 竜ダム操作実施要領第4条の規定に より、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 7. 対策部長が必要と判断したとき。 8. 河川関係風水害対策本部長(以下 「対策本部長」という)が指示した とき。	
真名川ダム操作実施要領(案)第52 条の規定により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 5. 真名川ダムの小放流バルブのみの 放流操作が予想され対策部長が必 要と認めたとき。 6. 九頭竜ダム操作規則第11条、九頭 竜ダム操作実施要領第4条の規定に より、洪水警戒体制(準備警戒体制) が発令されたとき。 7. 対策部長が必要と判断したとき。 8. 河川関係風水害対策本部長(以下 「対策本部長」という)が指示した とき。	
条の規定により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 5. 真名川ダムの小放流バルブのみの放流操作が予想され対策部長が必要と認めたとき。 6. 九頭竜ダム操作規則第 11 条、九頭竜ダム操作実施要領第 4 条の規定により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 7. 対策部長が必要と判断したとき。 8. 河川関係風水害対策本部長(以下「対策本部長」という)が指示したとき。	
備警戒体制)が発令されたとき。 5. 真名川ダムの小放流バルブのみの 放流操作が予想され対策部長が必 要と認めたとき。 6. 九頭竜ダム操作規則第 11 条、九頭 竜ダム操作実施要領第 4 条の規定に より、洪水警戒体制(準備警戒体制) が発令されたとき。 7. 対策部長が必要と判断したとき。 8. 河川関係風水害対策本部長(以下 「対策本部長」という)が指示した とき。	
5. 真名川ダムの小放流バルブのみの 放流操作が予想され対策部長が必 要と認めたとき。 6. 九頭竜ダム操作規則第 11 条、九頭 竜ダム操作実施要領第 4条の規定に より、洪水警戒体制(準備警戒体制) が発令されたとき。 7. 対策部長が必要と判断したとき。 8. 河川関係風水害対策本部長(以下 「対策本部長」という)が指示した とき。	
放流操作が予想され対策部長が必要と認めたとき。 6. 九頭竜ダム操作規則第 11 条、九頭竜ダム操作実施要領第 4 条の規定により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 7. 対策部長が必要と判断したとき。 8. 河川関係風水害対策本部長(以下「対策本部長」という)が指示したとき。	
要と認めたとき。 6. 九頭竜ダム操作規則第 11 条、九頭竜ダム操作実施要領第 4 条の規定により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 7. 対策部長が必要と判断したとき。 8. 河川関係風水害対策本部長(以下「対策本部長」という)が指示したとき。	
6. 九頭竜ダム操作規則第 11 条、九頭 竜ダム操作実施要領第 4 条の規定に より、洪水警戒体制(準備警戒体制) が発令されたとき。 7. 対策部長が必要と判断したとき。 8. 河川関係風水害対策本部長(以下 「対策本部長」という)が指示した とき。	
電ダム操作実施要領第4条の規定に より、洪水警戒体制(準備警戒体制) が発令されたとき。 7. 対策部長が必要と判断したとき。 8. 河川関係風水害対策本部長(以下 「対策本部長」という)が指示した とき。	
より、洪水警戒体制(準備警戒体制) が発令されたとき。 7. 対策部長が必要と判断したとき。 8. 河川関係風水害対策本部長(以下 「対策本部長」という)が指示した とき。	
が発令されたとき。 7. 対策部長が必要と判断したとき。 8. 河川関係風水害対策本部長(以下 「対策本部長」という)が指示した とき。	
7. 対策部長が必要と判断したとき。 8. 河川関係風水害対策本部長(以下 「対策本部長」という)が指示した とき。	
8. 河川関係風水害対策本部長(以下 「対策本部長」という)が指示した とき。	
「対策本部長」という)が指示した とき。	
とき。	
第 一 警 戒 体 1. 福井地方気象台より、大雨・洪水に (第一警戒体制)	第一警戒体
制 関する警報が発令され、対策部長が 1. 大雨・洪水に関する警報が発令さ	制
必要と認めたとき。 れたとき。	
2. 台風の近畿地方接近、または上陸が 2. 台風の中心が東経 133 度から 138	
予想され、対策部長が必要と認めた	
とき。 し、さらに接近するおそれがある	
3. 各流域平均累加雨量が 100mm を超え とき。	
ると予想され、本部長が必要と認め 3. ダムの流域内において総雨量が	
たとき。 100mm を超えると予想されると	
4. 真名川ダム操作規則(案)第 17 条 き。	
1. 異石川ケム採作成別 (米) 切 11 米 - 0。 の規定により洪水に達しない流水 4. 最大流入量が 270m³/s を超えたと	
の規定により洪水調節の後におけ	
る水位の低下を行うとき。	
6. 真名川ダム操作規則 (案) 第 18 条	
の規定により洪水に達しない流水	
の調節の後における水位の低下を	
行うとき。	
7. 真名川ダム操作規則(案)第13条、	
真名川ダム操作実施要領(案)第 52	
条の規定により洪水警戒体制(第一	
警戒体制)が発令されたとき。	

表 1.4-7 防災体制発令基準及びダムの洪水警戒体制発令基準(2/2)

	1.4 / 例欠体制先刊至年及びテムは	T T
	九頭竜川ダム統合管理事務所 河川関係風水害対策部 防災体制発令 基準	九頭竜ダム管理支所 洪水警戒体制 発令基準
第一警戒体制(つづき)	8. 九頭竜ダム操作規則第 15 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行うとき。 9. 九頭竜ダム操作規則第 14 条の規定により洪水調節等の後における水位の低下を行うとき。 10. 九頭竜ダム操作規則第 11 条、九頭竜ダム操作実施要領第4条の規定により、洪水警戒体制(第一警戒体制)が発令されたとき。 11. 被害の発生が予想されるとき。 12. 対策部長が必要と判断したとき。 13. 対策本部長が指示したとき。	
第二警戒体制	1. 各流域平均累加雨量が200mmを超えると予想され、対策部長が必要と認めたとき。 2. 真名川ダム操作規則(案)第15条の規定により洪水調節を行うとき。 3. 真名川ダム操作規則(案)第13条、真名川ダム操作実施要領(案)第52条の規定により洪水警戒体制(第二警戒体制)が発令されたとき。 4. 九頭竜ダム操作規則第13条の規定により洪水調節を行うとき。 5. 九頭竜ダム操作規則第11条、九定により洪水響で規則第11条、九定により洪水響で規則第11条、九定により、洪水警戒体制(第二警戒体制)が発令されたとき。 6. さらに甚大な被害の発生が予想されるとき。 7. 対策本部長が指示したとき。 8. 対策本部長が指示したとき。	 (第二警戒体制) 1. ダムの流域内において総雨量200mmを超えると予想されるとき。 2. 流域内において連続雨量が100mmに達した後、さらに2時間雨量が50mmを超えると予想されるとき。 3. 長野水位観測所の水位が、常時満水位を超え、なお上昇すると予想されるとき。 4. 洪水吐ゲート操作の必要があると予想されるとき。 5. 更に甚大な被害の発生が予想されるとき。
非常体制	1. 真名川ダム操作規則(案)第13条、 真名川ダム操作要領(案)第52条 の規定により洪水警戒体制(非常体制または緊急体制)が発令されたとき。 2. 九頭竜ダム操作規則第11条、九頭竜ダム操作実施要領第4条の規定により洪水警戒体制(非常体制または緊急体制)が発令されたとき。 3. 甚大な被害が発生したとき。 4. 対策部長が必要と判断したとき。 5. 対策本部長が指示したとき。	(非常体制) 1. ダム流入量が計画高水流量の 1,500m³/s に達すると予想される とき。 2. 流域内において総雨量が 500mm を超えると予想されるとき。
		(緊急体制) 1. 貯水位が、ただし書き操作要領第2条第1号に規定する「ただし書き操作開始水位」に達することが予想されるとき。 2. 洪水により広範囲にわたり、被害の発生が予想されるとき。

1.4.3 地震時の管理計画

九頭竜川ダム統合管理事務所長は、地震時において九頭竜川ダム統合管理事務所河川関係地震災害対策部を設置し、適切な防災対応を図る。

九頭竜川ダム統合管理事務所河川関係地震災害対策部の防災体制発令基準及び洪水警戒 体制発令基準を表 1.4-8 に示す。

表 1.4-8 各種体制発令基準

注意体制 1. 勝山市旭町、福井市美山町、福井市池町町 稲荷・大野市大神町・大野市朝日・大野市 川合・岐阜山県市神崎・郡上市 大野市 市川合・岐阜山県市神崎・郡上市 常町 で		衣 1.4-0 合性体制充力	
注意体制		九頭竜川ダム統合管理事務所	九頭竜ダム管理支所
稲荷・大野市天神町・大野市朝日・大野市 日本・大野市 日本・大野市 日本・大野市 日本・大野市 日本・大野市 日本・岐阜山県市神崎・郡上市 日本・岐阜山県市神崎・郡上市 常野町観測地点及びダム地点のいずれかにおいて震度 4 の地震が発生したとき。 2. 真名川ダム操作規則 (案) 第 52 条の規定により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 3. 対策部長が必要と判断したとき。 4. 河川関係地震災害対策本部長(以下、対策本部長という)が指示したとき。 5. ボーロ島町・郡上市高警町観測地点及びダム地点のいずれかにおいて震度 5 の地震が発生したとき。 5. 東名川ダム操作規則 (案) 第 13 条、真名川ダム操作規則 (案) 第 13 条、真名川ダム操作規則 (案) 第 13 条、真名川ダム操作規則 (案) 第 52 条の規定により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 5. 東名川ダム操作規則 (案) 第 13 条、真名川ダム操作実施要綱(案)第 52 条の規定により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 6. 東京・大町市、大町市川合・岐阜山県市神崎・郡上市高警町観測地点及びダム地点のいずれかにおいて震度 6 弱以上の地震が発したとき。 7. 大野市天神町・大野市明日・大野市川合・岐阜山県市神崎・郡上市治・岐市・ボート・大野市・大野市・大野市・大野市・大野市・大野市が大野市・大野市・大野市・大野市・大野市・大野市・大野市・大野市・大野市・大野市・		河川関係地震災害対策部 防災体制発令基準	洪水警戒体制 発令基準
警戒体制 1. 稲荷・大野市天神町・大野市朝日・大野市川合・岐阜山県市神崎・郡上市高鷲町観測地点及びダム地点のいずれかにおいて震度5の地震が発生したとき。 (第一警戒体制) 2. 真名川ダム操作規則(案)第13条、真名川ダム操作規則(案)第52条の規定により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 が震度5の地震が震度5の地震が震度5の地震が震度5の地震が高度5の地震が緩測されたとき。 非常体制 1. 稲荷・大野市天神町・大野市朝日・大野市川合・岐阜山県市神崎・郡上市た大町市川合・岐阜山県市神崎・郡上市高鷲町観測地点及びダム地点のいずれかにおいて震度6弱以上の地震が発生したとき。 2. ダム堤体右岸に設置されたとききの地震が発生したとき。 非常体制 1. 稲荷・大野市天神町・大野市朝日・大野市川合・岐阜山県市神崎・郡上市高鷲町観測地点及びダム地点のいずれかにおいて震度6弱以上の地震が経生したとき。 1. 大野市天神町・大野市朝日・大野市川合・岐阜山県市神崎・郡上市高島町・郡上市高端町観測点のいずれかの観測所が震度63別上市は島町・郡上市市場に下流にとき。 非常体制 1. 大野市天神町・大野市朝日・大野市川・大野市朝日・大野市財・市と世大和町・郡上市白島町・郡上市高端町観測点のいずれかの観測所が震度63別上市中島・郡上市高島町・郡上市高島町・郡上市高島町・郡上市高島町・郡上市古島町・郡上市古島町・郡上市古島町・郡上市古島町・郡上市古島町・郡上市古島町・郡上市古島町・郡上市古島町・郡上市古島町・郡上市市島町・大野市被別流のいずれから観測点のいず、本村町・郡上市白島町・郡上市自島町・郡上市古島町・郡上市白島町・郡上市自島町・郡上市自島町・郡上市古島町・郡上市古島町・郡上市自島町・郡上市古島町・北大野市・市川・大野市朝・郡上市自島町・水大野市朝・郡上市白島町・郡上市自島町・北大野市朝田・大野市が大野市朝日・大野市が大野市朝日・大野市が大野市朝に大野市が大大野市が大野市朝田・大野市が大野市朝田・大野市が大野市朝田・大野市が大野市が大野市朝田・大野市が大野市朝田・大野市が大野市が大野市が大野市が大野市が大野市が大野市が大野市が大野市が大野市が	注意体制	1. 勝山市旭町、福井市美山町、福井市池田町稲荷・大野市天神町・大野市朝日・大野市川合・岐阜山県市神崎・郡上市大和町・郡上市白鳥町・郡上市高鷲町観測地点及びダム地点のいずれかにおいて震度4の地震が発生したとき。 2. 真名川ダム操作規則(案)第13条、真名川ダム操作実施要綱(案)第52条の規定により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 3. 対策部長が必要と判断したとき。 4. 河川関係地震災害対策本部長(以下、対策	(準備警戒体制) 1. 大野市天神町・大野市朝日・大野市川合・岐阜山県市神崎・郡上市大和町・郡上市白鳥町・郡上市高鷲町観測点のいずれかの観測所が震度4の地震が観測され気象庁より発令されたとき。 2. ダム堤体右岸に設置された地震計で計測震度4または、最大加速度 25gal が観測されたとき。
川合・岐阜山県市神崎・郡上市大和町・郡 上市白鳥町・郡上市高鷲町観測地点及びダム地点のいずれかにおいて震度6弱以上 の地震が発生したとき。 2. 真名川ダム操作規則(案)第13条、真名 川ダム操作実施要綱(案)第52条の規定 により、洪水警戒体制(第二警戒体制また は緊急態勢)が発令されたとき。 3. 大規模災害が確認されたとき。 4. 対策部長が必要と判断したとき。 5. 対策本部長が指示したとき。 6. 対策本部長が指示したとき。 7. 市川合・岐阜山県市神崎・郡上市 大和町・郡上市白鳥町・郡上市高 鷲町観測点のいずれかの観測所が震度6弱以上の地震が観測され気象庁より発令されたとき。 7. が震度6弱以上が観測されたとき。 8. 地震により、ダム堤体、付属設備 貯水池及び貯水池上下流に異常を認めたとき。 (緊急体制)	警戒体制	1. 稲荷・大野市天神町・大野市朝日・大野市川合・岐阜山県市神崎・郡上市大和町・郡上市白鳥町・郡上市高鷲町観測地点及びダム地点のいずれかにおいて震度5の地震が発生したとき。 2. 真名川ダム操作規則(案)第13条、真名川ダム操作実施要綱(案)第52条の規定により、洪水警戒体制(準備警戒体制)が発令されたとき。 3. 河川関係地震災害対策本部長が指示した	1. 大野市天神町・大野市朝日・大野市川合・岐阜山県市神崎・郡上市大和町・郡上市白鳥町・郡上市高鷲町観測点のいずれかの観測所が震度5の地震が観測され気象庁より発令されたとき。 2. ダム堤体右岸に設置された地震計で計測震度5が観測されたと
1. 地震により、緊急放流が必要なとき。	非常体制	1. 稲荷・大野市天神町・大野市朝日・大野市川合・岐阜山県市神崎・郡上市大和町・郡上市白鳥町・郡上市高鷲町観測地点及びダム地点のいずれかにおいて震度6弱以上の地震が発生したとき。 2. 真名川ダム操作規則(案)第13条、真名川ダム操作実施要綱(案)第52条の規定により、洪水警戒体制(第二警戒体制または緊急態勢)が発令されたとき。 3. 大規模災害が確認されたとき。 4. 対策部長が必要と判断したとき。	市川合・岐阜山県市神崎・郡上市 大和町・郡上市白鳥町・郡上市高 鷲町観測点のいずれかの観測所 が震度6弱以上の地震が観測され気象庁より発令されたとき。 2. ダム堤体右岸に設置された地震 計で計測震度6弱以上が観測されたとき。 3. 地震により、ダム堤体、付属設備、 貯水池及び貯水池上下流に異常 を認めたとき。 (緊急体制) 1. 地震により、緊急放流が必要なと

出典: 資料 1-13

1.5 文献リスト

表 1.5-1 使用した文献リスト

No.	報告書またはデータ名	発行者	発行年月日	箇所
1-1	九頭竜川流域誌	九頭竜川水系治水百周年記念事業実行委員会	平成 12 年 10 月	流域の概要 (流域・地形・地質、氾 濫実績) 管理事業の概要
1-2	現存植生図	環境省	昭和 59 年	(周辺環境整備事業) 流域の概要
				(植生)
1-3	福井県の気象百年			流域の概要 (気象・水象)
1-4	気象庁ホームページ	気象庁	昭和 58 年~平成 19 年	流域の概要 (気象・水象)
1-5	平成 18 年次報告書 (九頭竜ダム)	九頭竜川ダム統合管理事務所	平成 19 年 12 月	流域の概要 (気象・水象) ダム建設事業の概要 (経緯、施設の概要) ダム管理体制等の概要 (貯水池運用、堆砂、 水質、巡視、点検)
1-6	国勢調査(人口・世帯)	(財)統計情報研究会開 発センター	昭和 40 年~平成 17年	流域の概要 (人口・世帯)
1 - 7	九頭竜川の流水管理	九頭竜川ダム統合管理 事務所	平成 19 年 4 月	流域の概要 (治水、利水)
1-8	九頭竜川水系河川整備基 本方針 基本高水等に関 する資料	国土交通省河川局	平成 18 年 2 月	流域の概要 (治水)
1-9	平成 16 年福井豪雨の氾 濫実績図	九頭竜川ダム統合管理 事務所		流域の概要 (治水)
1-10	九頭竜ダム (建設の記録)	九頭竜川ダム統合管理 事務所	平成4年3月	ダム建設事業の概要 (経緯)
1-11	流量年表	国土交通省河川局	昭和 50 年~昭和 63 年	管理事業の概要 (流況)
1-12	水文水質データベース	国土交通省河川局	平成1年~平成18 年	管理事業の概要 (流況)
1-13	平成 19 年度 九頭竜川 ダム統合管理事務所災害 対策部運営計画書	九頭竜川ダム統合管理 事務所	平成 19 年 6 月	ダム管理体制等の概要 (出水時の管理計画、 地震時の管理計画)